

諮問日：平成28年7月6日（平成28年度（情）諮問第6号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（情）答申第11号）

件名：裁判の期日において特定人らと山口地方裁判所下関支部が約束した文書等の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成28年3月7日期日において、特定人らと地裁下関支部が約束した文書（調書）一切」（以下「本件開示申出文書1」という。）及び「前任者（大藪裁判長）から後任者へと上記約束が履行（申し送り）された事が解る文書一切」（以下「本件開示申出文書2」といい、本件開示申出文書1と併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、山口地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、本件各開示申出文書は、いずれも裁判に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年5月31日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

担当書記官と面談した際に、約束した文書等はないと明言されたため、不開示の理由は「存在しない」が妥当であり、その理由は「作成していない」が正解である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書である。原判断庁の説明によると、本件開示申出文書1は、個別事件の期日において実施された事項に関する文書であり、本件開示申出文書2は、個々の裁判に関して前任の裁判官から後任の裁判官に対してされた具体的な引継内容に関する文書であって、専ら裁判事務のために作成された文書であるとのことである。そうすると、本件各開示申出文書は、いずれも裁判に関する文書であって司法行政文書には当たらず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

そして、本件各開示申出文書は、いずれも特定の個人に関する文書であるから、単に当該文書が司法行政文書開示手続の対象ではない旨回答することは、特定の個人に関して本件各開示申出文書が存在するとの誤解を与えかねず、ひいては個人に関する情報が開示されたとの誤解を与えてしまう。そうすると、本件開示申出については、文書の存否を明らかにすることなく不開示とすべきものである。

2 したがって、本件各開示申出文書の存否を明らかにすることなく、本件各開示申出文書がいずれも司法行政文書に該当しないとして不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 平成28年7月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月11日 | 審議 |
| ④ | 同月14日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年9月30日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 本件各開示申出文書の司法行政文書該当性について

原判断においては、本件各開示申出文書はいずれも司法行政文書に該当しないとして、司法行政文書開示手続の対象外であるとしている。

そこで、本件各開示申出文書に係る開示申出書の記載及び最高裁判所事務総長の説明等を総合して検討すると、本件開示申出文書1は、苦情申出人が個別の民事訴訟事件の期日においてされたやりとりを記載した書面で調書以外のもの、本件開示申出文書2は、当該やりとりについて、当該事件を担当する裁判長から後任の裁判長に申し送りがされたことが分かる書面であると解される。

そうすると、いずれも、具体的な訴訟事件の手続に関連する事項が記載された書面であると解されるから、それらが存在するとした場合、それらは、裁判事務に関する文書であって、取扱要綱記第1に定める司法行政文書ではないと認められる。

したがって、本件各開示申出文書は、取扱要綱による司法行政文書開示手続の対象外であると認められる。

2 不開示の理由について

原判断は、本件開示申出につき、文書の存否を明らかにすることなく不開示としているところ、最高裁判所事務総長の説明によれば、これは、本件各開示申出文書が、いずれも特定の個人に関する文書であるから、単に当該文書が司法行政文書開示手続の対象ではない旨回答することは、当該個人に関して本件各開示申出文書が存在するとの誤解を与えかねず、ひいては、特定の個人に関する情報が開示されたとの誤解を与えてしまうからであるとのことである。

上記1のとおり、本件各開示申出文書は、いずれも、苦情申出人が当事者となっている民事訴訟事件に関する文書であるところ、単に本件各開示申出文書が手続の対象外であるとの理由だけで不開示とすると、当該文書が存在するかのよう誤解を与えかねないとの上記説明は合理的である。そして、その結果、苦情申出人を当事者とする民事訴訟事件が存在するという、個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報である不開示情報を開示した

との誤解を与えてしまうという上記説明も合理的である。

したがって、本件開示申出について、取扱要綱記第5により、存否を明らかにせずに不開示とした原判断は妥当である。

3 苦情申出人の主張について

苦情申出人は、不開示の理由は、作成しておらず、不存在であるとするべきであると主張する。

しかしながら、上記1のとおり、本件各開示申出文書は、裁判事務に関する文書で、司法行政文書開示手続の対象とならないのであるから、その存否を探索する必要はなく、また、探索をすることはできないというべきであって、原判断において、不開示の理由として本件各開示申出文書の存否を示さなかったことは、適切である。苦情申出人の主張は採用できない。

4 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書について、司法行政文書開示手続の対象外であるとした上で、その存否を明らかにせずに不開示とした原判断については、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人